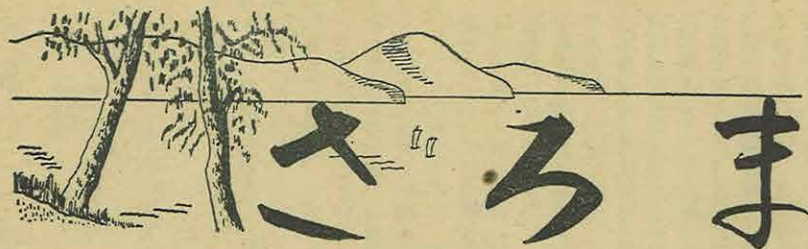


40. 9. 5 発行
 発行人 船木長一郎
 佐呂間町長
 編集人 第二係
 庶務課
 印刷人 印刷
 佐呂間印刷

世帯数 2,859
 人口 13,167
 男 6,616
 女 6,551

7月末日住民登録人口

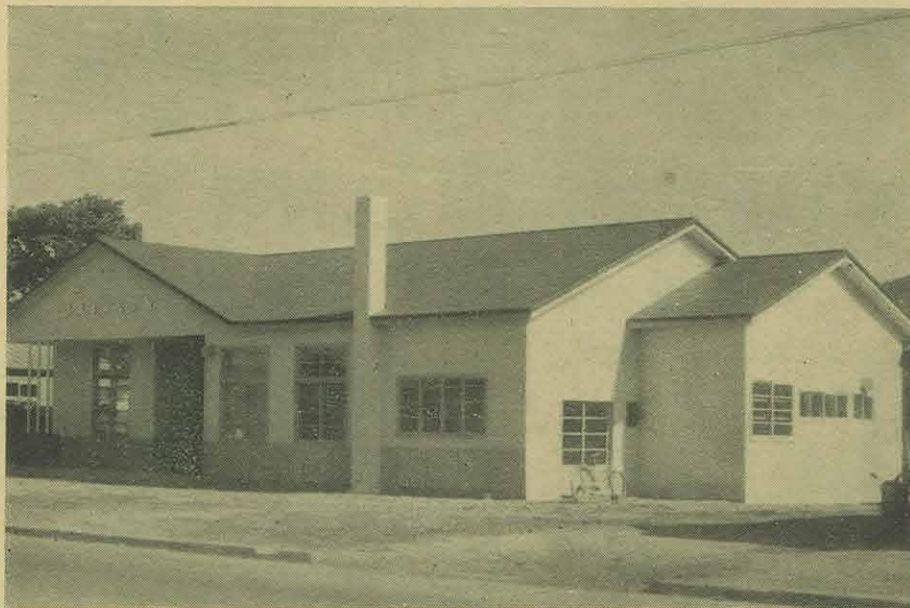


浜佐呂間公民館落成

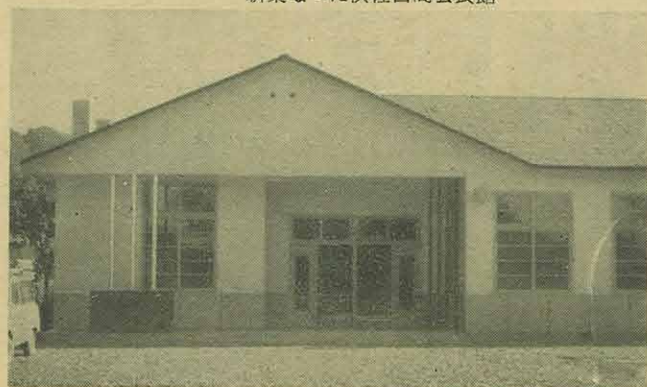
五日落成式が行われました

地域住民長年の懸案でありました公民館の建設に就いて、地元では前々から建設委員会（杉谷保）を設立して計画を立てておりましたが、相次ぐ冷害と補助財源との

関係で、強い要望にも不拘らず今日迄のびておりました。偶々本庁舎新築の気運が高まり此の機に建設委員会では早速町議会え旧庁舎の一部を移築転下げる陳



新築なつた浜佐呂間公民館



情をなし議会の議決を経た訳でありまして、客年より営林署及各方面に接衝の建設機材を以つて新築の運びとなり、此の六月より、北川組の手で工事が進められておりました、総工費五百七十七万円木造、モルタルで、大講堂、会議室二、和室二、役場出張所、調理室、その他で総坪数一〇七坪の立派な公民館が出来上り五日に新築落成祝賀会が行われました。此の間各関係者の熱意と御苦労は並大抵でなく、改めて敬意を表したいと思ひます。

◇ ◇ ◇

共同募金 赤い羽根にみんなで協力

共同募金運動 (10.1~12.31)



ことしも十月一日から、全国いっせいに共同募金運動がはじまります。お互にたすけあつて、世の中のふしあわせを少しでもなくし、私達の町を明るく、住みよいものにし

(毎号綴じこめ、保存して下さい。)

てゆこうとする運動を、今年で十九回をむかえました。これ迄に寄せられた浄財は全国で二百六十億円、北海道では十三億円の多額にのぼり、民間社会福祉事業をすすめてゆくうえに大きなはたらきをしています。

国や、道、町村で行なう社会福祉のしごととは税金でまかなわれませんが、民間の社会福祉事業には寄附金が必要です。道内で四百余りの社会事業団体がありますが、めいめいに寄附金を集めたらいろいろな混乱とムダ手間や不便が起きるので、共同募金会を通じて福祉募金を一本にまとめて集めるのが「赤い羽根共同募金」です。

ことしの北海道の募金目標は一億一千萬円で、十月一日から十二月三十一日までの三ヶ月間、街頭募金や戸別募金などの募金運動が行なわれ、恵まれない子供達や、お年寄りのための福祉施設の整備、町や村のいろいろな福祉活動をすすめている社会福祉協議会活動のために重点をおいて配分が行われます。

だれもが社会に関心をもち、社会福祉の仕事をもみなでもりたて「赤い羽根のたすけあい共同募金運動」に協力しましょう。

◇ ◇ ◇

国保税の

納期限は

九月二十五日です

昭和四〇年

国勢調査

調査員と担当調査区が決まりました

十月一日現在で行なわれます。国勢調査の調査員が決まりましたのでお知らせします。

この調査員の方々は、十月一日を前後して各戸を訪問し、いろいろ調査をしますので、町内の皆さんにはよろしく御協力をお願い致します。

1	調査員	担当部
2	坂上保雄	若里第六、第七
3	橋本秀市	若里第五
4	菊地吉雄	若里第四中央
5	今井成行	若里第三
6	鈴木義雄	若里第二研盟
7	滝口一徳	漁業九小一部
8	横島恒雄	登加呂地
9	菅原達雄	富士第一、報徳
10	三浦政市	第二、第三
11	齊藤公彦	共榮樟太
12	齊藤	湖面
13	大川勝夫	浪速
14	山口忠信	幌岩東京班
15	内田 忠	幌岩東
16	齊藤 昇	幌岩西
17	齊藤公男	浜佐呂間西
18	岩上末英	汐見
19	須藤久幸	川口町
20	林 俊雄	仲町
21	小林久男	日の出町
22	荒谷久一	南
23	郡 利夫	仁倉北
24	中津川智	西一、西二
25	後藤助夫	知来第四、五
26	山本良平	知来第三、中央
27	矢吹賢三	尚和
28	丸山春市	知来興生沢
29	河村 登	第二
30	藤原昌生	第一、共和
31	内海隆治	北第三
32	成沢吉治	第二
33	安藤喜佐雄	第一
34	小池 栄	西富第四第一の一部
35	河井清治	富丘団地
36	武田時男	富丘、横、西町
37	片山正輝	横町の一部
38	岸本利吉	西富、宮下西町
39	梶 邦義	西富第三、登美
40	山下正治	東全域
41	橋本悦郎	仁倉南第一、二
42	川滝 寛	東、中央
43	宮本真次	幸町（山内北斗
44	吉川好幸	幸町（山内北斗
45	幸松博義	幸町（山内北斗
46	田町幸夫	幸町（山内北斗
47	相沢 武	幸町（山内北斗
48	川崎謹一	幸町（山内北斗
49	幸松良茂	幸町（山内北斗
50	市川 弘	幸町（山内北斗
51	長縄 秀	幸町（山内北斗
52	武田孝一	幸町（山内北斗
53	田川澄男	幸町（山内北斗
54	古川喜一	幸町（山内北斗
55	仁儀信太郎	幸町（山内北斗
56	渡部俊一	幸町（山内北斗

57	橋本一郎	川西拓栄四二号
58	横田昭男	川向協成
59	六戸清信	富丘第一、第二
60	小島善之丞	朝日第一、第三
61	鈴木幸一	朝日第二、川東
62	矢吹俊治	朝日第一、第二
63	小笹樹佐雄	第三、第四
64	門崎友一	若佐日の出旭町
65	佐藤市太郎	旭町の一部
66	矢口豊市	旭町の一部
67	茅山照男	栄町
68	平戸常夫	中国共栄第一の一部
69	宮坂照夫	東部第一の一部
70	松浦 勇	栃木第一、第二
71	三好元久	第三、四、五
72	畑尾武夫	第六、七
73	柏尾正博	共立第四、五
74	細富次郎	第三
75	太田米蔵	第一、二

母子と子の栄養保強のため

母子栄養食品を受けられます

赤ちゃんが生まれ、健やかに育つことの根源は母親の体が先づ健康であること、亦妊娠、出産、育児の適切な指導が大切です。

この様な母子保険において重要な役割の一つである、栄養の改善が従来からいへる「と進められておりますが今回「母子栄養食品支給要綱」が定められ、当町においても、母子栄養食品の受給が出来る様になりました。

次の項に該当する方は民生課保健衛生係へ申請をして下さい。

母子栄養食品の支給を受けることが出来るもの。

1 生活保護世帯（単給世帯を含む）及びこれ以外の、町民税非課税世帯に属する、妊産婦及乳幼児となっております。

受給の申請

受給を希望する、妊産婦または乳幼児の保護者は、母子栄養食品支給申請書に、母子手帳を添えて申請して下さい。

係では、町民税の課税状況等を確認して、支給の可否、支給品目、支給期間を決定します。

漁業共済皆加入月間

漁業災害補償制度

災害や不漁による漁業経営の不安定をさへえるために漁業災害補償制度があります。

この制度により、漁業共済事業は、漁業者の相互救済をもととして、漁獲共済と漁具共済が昨年十月二十日から実施されております。

漁獲共済は簡単に言いますと漁獲収入額が一定額に達しなかつた場合に共済金が支払われる制度です。

また漁具共済は定置網、まき網、および北洋母船式さけ、ます、流し網の三種を共済目的として、これらの網が全損、または損壊した場合に共済金が支払はれる制度です。

道では漁業共済制度の普及と加入促進のため9月1日から30日までの1ヶ月間を「漁業共済皆加入月間」として漁業者の漁業共済加入意欲昂揚運動を行つて居ります。

漁業者のみならず漁業経営安定のため全員が加入するようにしましょう。

加入についてくわしい手続は漁業協同組合に問い合わせて下さい。

◎さるまの秋祭り

九月二十四日、五、六日

稔りの秋を迎え、春先からの冷害ムードもどうやら乗り越えた様です。日増しに涼しくなるころ亦秋祭りがやつて来しました。

今年のさるまの秋祭りは元え戻つて二十四日宵祭、二十五日本祭り二十六日後祭りに決まりました。今年の当番の町内ではいろいろ出し物を準備中なので賑やかに終われることでしょう。

第十二回

「わが家の家計簿」

体験募集

私たちは家族みんなが健康で楽しい毎日を過し得る生活にも不安のないような家庭を築くには家族の愛情と信頼のもとに健全な経済生活を営むことが必要です。そのためには自分のくらしの実体をみつけた上で反省し工夫をこらして生活を計画的合理的なものにすることが大切であり、それには一人でも多くのかたが家計簿をつけていただき「豊かな家庭生活」への羅針盤として役立てる趣旨から全国の皆さんから貴重な体験談を募集いたしますので希望の方は御応募下さい。

☆内容

家計簿をつけはじめた動機、苦労話、家族の協力の様子その他家計簿についての話題としたもの。

☆原稿

本文は四〇〇字詰、五枚程度（二、〇〇〇字）

☆しめ切

昭和四十年九月三十日（本）

☆送り先

北海道庁推進委員会 札幌市北三条 北海道総務部地方課内

その他詳しいことは役場庶務係にお尋ね下さい。





◎ネパールの子供を

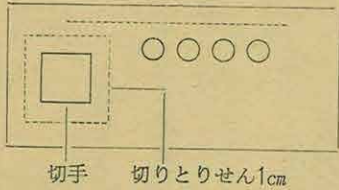
結核から救おう

あなたの善意で 東南アジアに医療の光を

◎この運動の目標は
年間百万人分のBCGをネパールにおくりたいことです。

◎この運動の協力方法は
切手を送っていただきたいのです。使用済み五円、十円の切手、記念切手、外国切手、未使用の切手など、どんな切手でもよいのです。お隣の家、学校、会社、官庁、お店やさん、各団体などに呼びかけて、出来る丈多さん集めて下さい、これらの切手は奉仕者の手によつて整理され、ロンドンの世界切手市場にて換金されます、BCG一人分の原価は約二〇円です、十円切手百枚で二人分のBCGが得られることとなります。

◎あなたの協力によつて得られるBCGは
ネパールに送られ、ネパールの子供の生命を結核から救うこととなります、ネパールは結核が多く、子供の半数が育たず、平均寿命三七才で、その死亡原因の八〇％が結核なのです。BCG接種を受けた子供からは結核の発病がありません。



◎切手の取扱
せつかくの切手が無理にはがされたり、ミシンの部分が切れてしまつて価値のなくなつてしまつてしまつて、これの切手の周辺約一厘位の余裕をとつて切り取り、そのまゝ送つて下さい。

牛結核病検査日程表

注射月日 集合時間 集合場所
9月20日午前9時 富武士 八島定宅前

9月27日午前9時 岨岩島田 前
9時40分 本田 前
10時20分 家畜検診所
11時 城岡宅前
午後1時 東会館前

22日午前9時 トカロチ牧野 前
10時30分 近藤宅 前
11時20分 秋山宅 前
午後1時 兼頭宅 前
午後1時 広井宅 前

9月28日午前9時 浜佐呂間 前
10時 但木西次宅前
10時20分 林牧場入口
11時 中村見治宅前
午後1時 増子正長宅前
午後1時 向井薫宅前

9月29日午前9時 浪速大川 前
9時30分 堀とね 前
10時 松本 前
10時30分 家畜検診所
11時 芦沢宅 前



10月4日午前9時 仁倉 牧野梅 前
9時40分 鈴木忠志 前
10時10分 惣田繁雄 前
11時 松井重義 前
午後1時 平川利八 前
6時 津田仁作 前
10月5日午前9時 渡辺力 前
9時30分 北会館前
10時20分 江淵宅前
11時 津田宅 前
午後1時 八号橋 前

10月6日午前9時 北 郡山守次宅前
9時40分 川滝惣五郎 前
10時20分 川滝惣五郎 前
11時 吉野博男 前
午後1時 吉野音吉 前
2時 久米田鶴夫 前

10月11日午前9時 佐呂間種馬所 前
9時40分 中央 森本 前
10時20分 西本田正男 前
11時 北山腰秀夫 前

10月12日午前9時 西 鈴木宅前
9時30分 岸本 前
10時20分 広瀬 前
11時 垂水弘良 前
午後1時 西4会館前

◎町議会議員選挙

任期満了に伴ない、町選挙管理委員会では、先月委員会を開いて九月十日告示、十七日を投票日と決定しました、今回は従来定員二十六名だったのが四名少なくなり、二十二名になったため、新立候補者をまじえ、各地区で激戦が予想されております。

前回の参議院選挙の投票率は、著しく低調でしたので、今度の町議会選挙には、地元でもあり直接私達の生活に関係もあります。よく判断して「明るく正しい」一票を行使致しましょう。

◎国勢調査の訓練会

九月二十一日に決る

かねてからのお知らせのとおり、十月一日で第十回の国勢調査が行われます。此の調査に当る各地区の調査員も決定しましたので、来る九月二十一日午前九時より、さるま公民館で説明会を開催することになりました。

当日は支庁から統計係員が来て説明致しますので調査員になつて居る方はお忙しいでしょうが、御足労戴いて調査事項をよく納得され調査に万全を期して戴きたいと思ひます。

昭和四十年年度

北海道職員(初級)募集

道人事業委員会では道職員(初級)の募集を行つておりますので希望の方は受験下さい。詳しいことは役場庶務係へお尋ね下さい。

一、受験資格

学歴および男女の別は問いませんが昭和十七年四月二日から昭和二十三年四月一日までに生まれた者

二、試験日及び場所

昭和四十年十月三日
於 網走市、外十三市

昭和四十年年度

行政書士の試験実施

昭和四十年年度行政書士の試験を次の要領で実施しますので希望者は受験下さい。

一、試験の期日

昭和四十年十月十五日

二、試験の場所

札幌試験場 札幌市北二条西七丁目 道立自治講習所
旭川試験所 旭川市六通十丁目 上川支庁
釧路試験場 釧路市浦見町二丁目 釧路支庁

三、願書受付期間

八月十五日から九月十四日まで

四、願書提出先

北海道総務部地方課 札幌市北三条西六丁目

五、受験資格

高等学校卒業、又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当期間が三年以上の者、各団各種協同組合等の職員で同じく三年以上の者、

六、試験科目

(1)筆記試験、憲法、法学通論、戸籍法、行政書士関係法令、一般常識、作文
(2)口頭試験
その他詳しいことは役場庶務係へお尋ね下さい。

農地報償のお知らせ

農地を買収された人に対する農地報償の事務取扱が八月二十日から開始されました。

以下法律の概要について解説しますので該当者は期間内に申請をして下さい。

一 給付金の受給資格者

1 農地被買収者

給付金の支給を受けることができる者は、原則として、農地被買収者ですが、農地被買収者が昭和四十年三月三十一日以前に死亡した場合は、死した個人の遺族および解散した法人の一般承継人が代つて給付金の支給を受けることとなります。

(1) 「農地被買収者」とは

農地被買収者とは農地改革で農地を買収された者ですが、旧譲渡令による強制譲渡または現行の農地法に基づく農地買収あるひは未墾地買収等は対象になりません。

(2) 「被買収農地の面積」とは被買収農地の面積は、原則として買収された農地の面積ですが、一定の操作をした面積を用いることになっています。

第一点、農地を買収された反面

方で農地の売却しを受けた者も多少ありますがこのような場合はその買収された農地の面積から売却された農地の面積を差し引いた残りが被買収農地の面積」とされます

第二点、この買収面積や売却面積の計算に当つては北海道の場合、田は2500、畑は1500がその面積として計算されます。判りやすく言えば田を一町買収された者は二反五畝、畑を一町買収された者は

一反五畝買収されたものとして計算されるのです。

2 農地被買収者が死亡している場合

(1) 昭和四〇年三月三十一日以前に死亡。

法律は、昭和四〇年四月一日から適用されますので三月三十一日以前に農地被買収者が死亡したり解散したりしている場合は、農地被買収者の遺族(法人の場合は一般承継人)が給付金の支給を受けることとなります。

① 遺族の範囲

ア 範囲。死亡した農地被買収者の死亡の当時における配偶者、子、孫および父母

イ 相続人との違い。遺族の範囲は法定相続人の範囲と大体同じですが、異つてゐるのは第一に兄弟姉妹という横の關係が除外されていること、第二に、縦の關係でも曾孫とか祖父父母が除外されていること第三に配偶者は、法律上の配偶者だけでなく、内縁關係にある事実上の配偶者も含まれることです

② 遺族間での受給順位
ア 一般的順位。同じ遺族でも一定の受給順位が決まっていますので、順位が後の者はそれより先の順位の人がいない場合にだけ給付金の支給を受けることができます

それで遺族の順位は、子が第一順位、孫が第二順位、父母が第三順位とされていますが、配偶者は、常に先順位の遺族と同順位です。

③ 同順位の遺族が数人いる場合の取扱。
配偶者と子二人というように同順位の遺族が給付金の受給資格のある場合、二人以上の遺族のうち一人のした給付金の請求は、全員のために、その全額についてしたものとなされず、その一人に對してした給付金の支給は、全員に對してその全額についてしたものとなされます。

従つて、同順位の遺族のうち一人に請求書を出してもらうことになつてゐます。

しかし、その一人が他の同順位者は何の断りもなく、請求しますと後になつて、いろいろ問題が起りますので、請求書提出の際他の同順位者の同意書を添付してもらふことになつてゐます。なお自分一人の持分を分割して請求することは認められません。

(2) 昭和四〇年四月一日以後に死亡

個人で、給付金の支給を受けることのできるのは、昭和四〇年四月一日に生存している農地被買収者と、その日以前に死亡している農地被買収者の遺族であることが今迄説明したとおりですが、この受給資格者が四月一日以後に、給付金の支給を請求しないまま死亡した場合にはその相続人が給付金の支給を請求し、その支給を受けることとなります。

3 法人その他の団体
法人、団体が農地被買収者である場合、受給資格に制限があり、かつ請求手続も複雑であります。個人と違ひ件数も少なくまた限られた紙面で誤りなく説明することが

困難ですから直接お問合せ下さい

二 給付金の額
この給付金の支給を受けようとする者にとつて、もつとも関心の深いことは、「いくら給付金をもらえるか」ということだと思ひます

給付金の額は被買収農地の面積により自動的に決まりますが、それが一反未満であるか一反以上であるかによつて、取扱ひが異つてきます。一反未満の場合は一畝の者も九畝の者も一律一万円です。ただし一畝未満の者には受給資格がありません。

一反以上の北海道内で買収された農地についての具体的な計算例を示します。

(ア) 田二町、畑四町買収された人
田2町× $\frac{25}{100} + 4町 \times \frac{15}{100} = 5町 + 6反 = 11町1反$
一反以上一町以下は反当三万円、一町をこえ二町以下は反当一万円です。
10(反)×20,000 + (1反)×10,000 = 210,000

(イ) 田だけ一町九反買収された人
田9反× $\frac{25}{100} = 4.75反$
一反未満の端数面積は切捨てになり4(反)×20,000 = 80,000
(ウ) 田一町九反、畑三町五反買収された人
田19反× $\frac{25}{100} + 35反 \times \frac{15}{100} = 4.75反 + 5.25反 = 10反$
10(反)×20,000 = 200,000

給付金は最高百万円で打切られますが、北海道の場合田では一四〇町歩、畑では二三町三反四畝以上買収された者が該当します。

三 給付金の請求手続

1 請求書の提出先と請求期限
(1) 受理機関(提出窓口)
ア 給付金請求者は、請求書提出時の住所の市町村長を経由して本籍地の都道府県知事に對し、必要な添付書類を添えて請求書を提出することになります。

佐呂間町に住所のある農地被買収者は買収された農地が日本国内の何処であつても佐呂間町長に請求書を出して貰ふわけです。

イ 提出の方法としては、持参しても郵送してもよろしいのですが

請求書の記載事項は複雑で、しかも、いろいろな添付書類を添える必要もありますので、できるだけ持参し、その場で、一応の書類審査を受けて下さい。

(2) 請求期限
給付金の支給は、これを受けようとする者の請求に基づいて行なわれますが、この請求は昭和四二年三月三十一日までに行なわなければなりません。たとへ受給資格があつても、同日までに請求しなければ、給付金は支給されません。

2 添付書類の準備
給付金の請求書に添付する書類は次のとおりです。

① 被買収農地についての買収令

書。買収令書を紛失している場合は登記所の発行する、買収の事実を明らかにすることのできる登記簿の謄抄本。この登記簿の謄抄本で買収の事実が明らかにならない場合にのみ、農業委員会が發行する「被買収農地調査結果通知書」を添付します。

② 農地被買収者が昭和二十一年十二月二十九日から同二十七年一月二〇日までの間に住んでいた住所の農業委員会が發行する「被買収農地調査結果通知書」

③ 本籍地がどこにあつたかを明らかにすることが出来る戸籍の謄抄本 生存者の場合
昭和四〇年四月一日現在の本籍地遺族の場合 農地被買収者の死亡の當時の本籍地

④ 国債や償還金受領をする場合に

備えるための「農地被買収者国庫債券印鑑等届出書」
遺族が請求する場合は以上のほか次の添付書類が必要で

⑤ その者が受給資格のある遺族であること、その者より先順位の遺族がいらないことを明らかにする戸籍謄抄本
⑥ 同順位の遺族の有無、有る場合にはその氏名を明らかにする戸籍謄抄本

⑦ 同順位者がいる場合には、そのうちの一人が請求することについての他の同順位者の同意書
受給権者が昭和四〇年四月一日以後に死亡し、その相続人が請求する場合には、以上の書類のほか

⑧ その者が、その死亡した受給権者の相続人であることを明らかにすることのできる戸籍の謄抄本
⑨ ⑤⑥⑦と同様、これに準ずる書類

以上で農地報償についての説明を終わりますが、限られた紙面で十分な内容でありませぬ。不明な点は役場内産業課農政係あるいは農業委員会事務局に御照会下さい。なお、申請書用紙等も準備してありますので御利用願ひます。



「広報「まろさる」は、町政のいろいろなことを知つていただくため、毎月一回発行し、自治会長を通じて、全世帯に配付してあります。みなさまの御意見や質問は庶務課庶務係へ、お寄せ下さい。